

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（骨子案）への提出意見及びこれに対する県の考え方

【区分の凡例】

- A 計画(素案)に反映させたもの(一部反映を含む)
- B 意見の趣旨が既に骨子案に反映されているもの
- C 今後の取組の参考にするもの
- D 計画(素案)に反映できないもの
- E その他

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
1	水源の森林づくり事業の推進	取組成果として、冒頭に「森林整備を計画通り着実に進める事ができた」と、書いてありますが、これは、事業に対する成果でもなく、評価でもありません。一言で言うなら、行政の自己満足的評価と言えます。 本事業の見直すべき施策は多くありますが、水源環境整備の成果を見るのは、すべてが先の話であり、それは、多くの県民が理解するところだと思います。 しかし、事業に対する評価を行うのは、行政でなく、税を負担する県民が行うものであり、それは、県民参加の基本です。 このため、今後は、正当な事業評価を行うためにも、施策評価は第三者機関に委託する必要があると感じます。	C	事業の評価については、県民会議の機能強化の中で検討してまいります。
2	水源の森林づくり事業の推進	人材育成には森林の重要性や作業の重要性を理解させることが重要である。	C	森林塾では、森林の重要性や間伐等作業の重要性を理解させるため、森林・林業の基礎知識、神奈川の森林現況、森林の公益的機能、生物の多様性等の研修カリキュラムを組んでいます。
3	水源の森林づくり事業の推進	現行計画にも目標林型は書かれているが、水源環境保全の森林整備の段階的な道筋を書く方が望ましい。	C	目標林型に向けた段階的な道筋については、事業開始当初に策定した事業概要書および水源林整備の手引きの中でお示ししていますが、これまでの整備の効果検証や整備技術の見直し、さらには生物多様性へのより一層の配慮等を踏まえ、手引きの全面的な改定が必要と考えておりますので、その中でより明らかにしてまいります。
4	水源の森林づくり事業の推進	面積の進捗管理だけでなく、整備内容も議論すべきである。そのために、例えば、森林整備の個別事業ごとに行政担当者、事業請負者、保全センター専門家、県民会議メンバー、外部税制専門家による年1度の公開討論会を開き、議論・記録して、経験を積み重ねる。	C	今後は、シカ管理との連携を図りながら整備を進めることもあり、具体的な森林における整備内容やその後の経過などについても専門家等の意見を聴きながら経験を積み重ねることとします。
5	水源の森林づくり事業の推進	「ねらい」の文章を次のとおり修正する。 「荒廃の進む水源の森林エリア内の私有林の・・・」 →「水源の森林エリア内で荒廃が進む私有林の・・・」	A	意見を受けて修正します。
6	水源の森林づくり事業の推進	「目標」の文章を次のとおり修正する。 「平成34年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林 27,000haを確保し、平成38年度までに延べ65,974haを整備することを目標とする。」 →「平成34年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林 27,000haを確保し、平成38年度までに延べ65,974haを整備することは、当初目標であるが、森林現状の把握が進み、整備技術が向上し、整備効果が明らかになるにしたがって、その実態に応じて順応的に修正する。」	D	目標の順応的な修正については、4ページに順応型管理の考えに基づき実施する旨を記載していますので、個別の対策事業の中では記載しないこととします。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
7	水源の森林づくり事業の推進	<p>「事業内容」に次の文章を追加する。</p> <p>「最終的には巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを進めるが、現在の林相からどのような筋道で将来の目標林相に導くか、そのためにはどのような管理作業が必要かについての試行錯誤を行う。水源かん養機能を高め、かつ、経費と労力を少なくする管理方法を見出す努力を続ける。特に広葉樹天然林の整備については慎重に、原則として人為を加えないで自然力による遷移・回復を促進する。森林整備の方法は成果を見ながら順応的に行う。」</p>	C	<p>目標林型への誘導の道筋や必要な管理作業については、現在、改定を検討している手引きの中で整理することとし、順応的整備の必要性については、実施計画の事業内容の中で記載します。</p>
8	水源の森林づくり事業の推進	<p>現状を考えた時、森林整備とシカ保護管理の一体的取り組みは、森林環境を維持・再生する上で、一定の評価をする。</p> <p>ただし、保護管理の基本を逸脱しないよう、モニタリングの体制を整える必要がある。</p>	B	<p>森林整備とシカ管理の連携した取り組みを行うと共に、効果検証のためのモニタリングについても体制を整備し、実施してまいります。</p>
9	水源の森林づくり事業の推進	<p>本事業と関わりなく、森林分野における作業従事者の確保や養成の必要を感じます。</p> <p>しかし、従事者養成が税で担うべき事業か、説明が不十分です。例えば、雇用者側のニーズを把握しているのか、卒塾した後の雇用、あるいは自立に関しての関与はどこまでか。</p> <p>いずれにしても、本税で、県非常勤職員の採用も難しいと言われる中で、森林塾と水源環境保全税の明確な説明が必要に思います。</p>	A	<p>かながわ森林塾事業は、平成9年度から進めていた水源の森林づくり事業が水源環境保全・再生施策により加速化され森林整備量や間伐材の搬出量等の事業量が急増していくこと、また、混交林や複層林、広葉樹林など多様な森林づくりを進める必要があることから、林業労働力の量的・質的確保が急務となっていたことを背景に、「林業労働力の確保・育成に力を入れるべき」との平成21年度の県民会議からの意見も踏まえて創設した事業です。小規模零細な林業事業者が多い本県の実情を鑑みますと、人材育成に関するこのような支援事業は、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生に係る特別対策事業を円滑に進捗させるために必要不可欠な事業と考えています。</p> <p>なお、雇用者側から「世代交代したいが、若い人はすぐに辞めてしまう」との意見を受け、制度設計に当たっては、林業への就業希望者が就職前に森林体験コースから始め、本格的な林業知識を習得し、作業実習を行う演習林コースへと順を追って受講できる仕組みとし、林業就業への気構え、知識・技術、体力を養えるようにしています。</p> <p>そして、研修修了前には、神奈川労働局、ハローワークと共催して就職相談会を実施しています。</p>
10	水源の森林づくり事業の推進	<p>新たに長期受委託の手法を取り入れることは、確保が難しくなってくる中で、必要なことと考える。</p> <p>そこで、この手法を有効に機能させるため、水源分収林と水源協定林を廃止した方がよい。（経費と作業量も減少する。）</p>	D	<p>長期受委託制度の導入を進めるにあたり、次期5か年計画では、林道から200m以内の人工林については、原則、水源林整備協定を廃止することとしますが、広葉樹林及び林道から200m以遠の人工林に対しては引き続き、整備協定制度が必要と考えています。</p> <p>また、水源分収林制度についても、県が公的に管理する手法としては有効ですので継続します。</p>
11	水源の森林づくり事業の推進	<p>長期受委託はよいアイデアだと思いますが、不在地主などの難しい問題もあると思います。</p> <p>しっかりと目標を決め、予算化して実施してもらいたいと思っております。</p>	D	<p>個別手法ごとの目標、事業費を示すことは、複雑でわかりにくくなるため、確保と整備の区分で目標等を示し、取り組んでまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
12	水源の森林づくり事業の推進	森林塾については、従事したいと思う人が増えてきたようだが、いざ就職となると賃金や労働条件など問題があるようです。それにはもっと市場を活発にし、林業を魅力ある職場にする仕組みづくりや投資が大切だと思います。	C	県産木材の利用促進を図るため、川上での間伐材の搬出支援、川中での加工施設整備等への支援、川下での県産材を使用した公共施設・教育施設整備への支援、県産木材等のPRを行うイベントの開催等、川上から川下まで、総合的な取組を進めています。
13	水源の森林づくり事業の推進	<p>目標で掲げられている「豊かで活力ある森林」とは、様々な動植物が生息・生育する森林であり、多様性のある生物層が存在する森林であるべきで、そういった森林は保水力のある土壌が存在し、水源地としての高い機能を持つ。</p> <p>「事業内容」の①～③に重点課題が掲げられているが、この中のひとつに「生態系に配慮した森林整備」を入れるべきと考える。19ページの「河川・水路における～」においては、①として「生態系に配慮した河川・水路等の整備」が入れられており、森林整備において同様の項目が無いのは理解しがたい。河川では「自然豊かな清流を保全するため、生態系に配慮した水辺環境の整備に取り組む」とされているが、清流・水辺を森林・水源に置き換え「自然豊かな森林を保全するために、生態系に配慮した水源環境の整備に取り組む」という目標を入れることは何ら不自然ではない。</p> <p>水源環境保全のための森林整備は材木生産のためのものではないため、ただ、木を切れば良いのではなく、施行地に生息する動植物に配慮しながら行うことが必須である。動植物に配慮しながら森林整備を行うことによって、施行後に速やかに森林生態系が回復することが予想され、ひいては「豊かで活力ある森林」の形成に寄与することになる。</p>	C	<p>水源環境保全・再生施策については、「良質な水の安定的確保」を目的に、手入れ不足等により荒廃した森林を適切に管理・整備することで、水源かん養などの公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指しています。</p> <p>このような森林は、「水源かん養」、「土砂流出の防止」などを考慮した整備と共に「生態系に配慮」することも重要であると考えており、こうした整備を進めるための具体的な手法については、今後、改定する「水源林整備の手引き」や「整備マニュアル」などに整理していくこととしています。</p>
14	水源の森林づくり事業の推進	「事業内容」の②の水源林整備の主な目標林形の広葉樹林について、「その土地本来の広葉樹林を大切に自然に世代交代の淘汰をいかしていく」樹齢100年の広葉樹林を目指すべきと考えます。	C	<p>目標林型が広葉樹林とした森林については、荒廃している広葉樹林を手入れすることにより、活力ある広葉樹林にすることを目指しています。</p> <p>第2期5か年計画は、荒廃が懸念され目に留まりやすい人工林を主体に整備することとしていますが、広葉樹林についても自然力を活かしながら、必要に応じ整備を行うこととしています。</p>
15	水源の森林づくり事業の推進	事業エリアについて、清川村では、平成9年度より「水源の森林づくり事業」、平成19年度より「第1期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が実施されている。事業の目的はほぼ同一なのでエリア区分は撤廃して、存在する森林に適合した森林整備事業を実施すべきではないか。	D	<p>水源の森林づくり事業は、宮ヶ瀬ダム上流など、水土保全上、広域的な観点から重要な森林を対象に県が公的管理・支援を進めているものです。</p> <p>一方、市町村が主体的に取り組む地域水源林整備事業は、地下水や湧水など地域固有の水源を保全するために、市町村自らがエリアを設定し、森林整備を進めているもので、森林の置かれている地域特性に応じて県、市町村それぞれが役割を分担し進めています。</p>
16	水源の森林づくり事業の推進	かながわ森林再生50年構想の3区分について、林道から200m・標高300m～800mなどの明記も目安なのかもしれないが、一人歩きしている。拡大造林最盛期には考えられなかった言葉が構想に記載されている。「林業？」は長期にわたる事業であるので、表現については慎重に行うべきだ。	E	ご意見は、かながわ森林再生50年構想に対するものと思われますので、同構想の推進に当たって参考とさせていただきます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
17	水源の森林づくり事業の推進	<p>循環型林業の実現について、林業はもともと「循環的に木材資源を確保する」ことを大前提に実施されてきた。伐期到来の森林は皆伐し、木材資源として活用すべきだ。</p> <p>現在の状況下では皆伐ができないので、皆伐ができない原因を究明して、対策を実施すべきだ。*スギ花粉対策、地球温暖化防止、ヤマビル対策、獣害対策、地域活性化等につながるのではないか。併せて、地域木材利用者対策・皆伐は罪悪行為ではないことのPR事業等を実施。</p>	C	<p>皆伐については、大面積の皆伐は公益的機能を低下させることから、本県では皆伐を行う場合には2ha以下の小面積皆伐を標準としています。</p> <p>木材資源の活用については「間伐材の搬出促進」事業において、間伐材の有効活用により森林整備を促進する取組を進めています。</p> <p>また、毎年「森林循環フェア」を開催し、木材利用や森林づくりについて、県民への普及啓発に努めているほか、県産木材を使用した公共施設や教育施設整備や木製品への助成を行うなど、県産木材の利用促進にも取り組んでいます。</p> <p>なお、皆伐が進まない原因としては、木材価格に比べ搬出経費やその後の植林、保育の経費が高く、森林所有者の皆伐更新の意欲が湧かないことが大きな原因であると考えています。</p>
18	水源の森林づくり事業の推進	<p>肥大化する広葉樹について、目標林型は樹齢100年以上の森林から広葉樹林まで、4種類に定めてある。巨木林のその後、肥大した広葉樹の将来目標を定めるべきだ。</p> <p>清川村の実情は、地形の急峻でない場所・標高の低い場所・搬出しやすい場所に人工林が集中している。</p> <p>地形急峻地は天然林（広葉樹）である、肥大化する広葉樹対策について考察すべきではないか。</p>	C	<p>水源の森林づくり事業における目標林型は、スギ・ヒノキの人工林の場合、複層林、針広混交林、巨木林としています。</p> <p>また、荒廃が懸念される広葉樹林は、活力ある広葉樹林とすることとして4つの目標林型として定めています。</p> <p>肥大した広葉樹が荒廃していた場合には、活力ある広葉樹林を目指し、必要な整備していくこととしております。</p>
19	水源の森林づくり事業の推進	<p>県内の山によく行きますが、着実に整備が進んでいます。昔より随分と手入れが進んできました。これからも県の財産である山を守ってください。</p>	B	<p>ご意見のとおり取り組んでまいります。</p>
20	水源の森林づくり事業の推進	<p>先日、寄水源林の成長の森の見学会に伺いました。県の行っている水源の森林事業により山がよく整備されていました。神奈川の森林は県民の財産だと思います。引き続き、事業の推進をお願いします。</p>	B	<p>ご意見のとおり取り組んでまいります。</p>
21	水源の森林づくり事業の推進	<p>森林は、生物そのものであり、その整備は、よく子供の養育に例えられます。したがって、森林は、それぞれ異なった成長を示し、植栽から伐採までの一生を通して、現地に適合した手法により、整備を進める必要があります。</p> <p>森林組合は、私有林の所有者である組合員で構成されており、古くから組合員と連携を保ちながら、長期間にわたり私有林の整備に取り組んできました。</p> <p>森林組合は、私有林の施業歴を知り尽くしたエキスパートであり、まさに地域林業の中核的担い手であります。</p> <p>このようなことから、私有林に係る森林所有者と森林組合の長期受委託は、地域林業の実態に即したすばらしい政策提案であると思います。</p>	B	<p>森林は、地形、地質、標高、方位など様々な環境に適応して生育しています。そのため、整備にあたっては、現地の調査を行い、現地に適した整備を行うこととしています。</p> <p>そこで、第2期5か年計画においては、より適正な整備を推進する手法の一つとして、森林組合等が実施する、長期受委託制度を導入しました。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
22	水源の森林づくり事業の推進	<p>森林整備とシカの一体的管理について、シカ柵（植生保護柵）を作れば作るほど、シカが山にいくことができなくなり、シカは里山の方へ逃げていく。一番困るのは、山間地で農業を営んでいる方々である。</p> <p>総合的に森林整備とシカの管理を行うため、県の他部署も一緒になってこの問題に取り組んでいただきたい。</p>	B	<p>今回の対策では山の中腹部から山頂部へエリアを拡大していくものであるため、農地への影響は少ないと考えられます。</p> <p>なお、既存事業として、市町村に補助金を出して農業部門以外の有害鳥獣対策に取り組んでいるところであり、引き続き行っていきたいと考えております。</p> <p>丹沢大山地域でシカに対する総合的な計画としての計画を策定し、H19年度以降毎年1,500頭以上捕獲しています。</p> <p>神奈川県では丹沢大山地域においてシカが増えており、捕獲を強めていく必要があります。</p> <p>シカ保護管理計画の中で、総合的に対策を取りつつ、従来の捕獲に加えて、水源環境保全税の投入により対策を強化してまいります。</p>
23	丹沢大山の保全・再生対策	<p>水源環境の保全と再生を図るためには、高標高域から山麓部まで、丹沢全域でシカの保護管理を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>そのためには、県の財政的都合で支障をきたすことなく、モニタリング及び市町村支援のために必要な予算を優先的に確保する必要がある。</p> <p>広大かつ急峻な山岳地では、野生動物と森林について専門的な知識と技術を持った有効な保護管理体制が必要であり、専門官を配置することで、超過課税の一部を充当してでも、体制を強化すれば、高標高域の自然再生と水源環境の相当部分に結果を見ることは充分可能と考えられる。</p>	B	<p>丹沢大山自然再生計画により、直面する8つの課題の解決を目指して取り組んでいますが、全体的に見て、丹沢大山の自然環境の回復傾向が依然としてみられず、またシカによる農業被害が減少しない中で、これまでの基本的な保護管理計画の目標を踏まえた上で、シカの管理捕獲による個体数調整を強化していく必要があると考えており、次期、第3次シカ保護管理計画作成に向けて、手法を検討しています。</p> <p>具体的には、現在、シカが高密度で生息し、植生劣化の著しい山復部を中心に、猟犬を使った20人体制の組猟による管理捕獲を行っていますが、捕獲強化の方策として、さらに中標高域の水源林整備箇所やその周辺部での、森林整備と連携した捕獲と、地形的、技術的、安全確保の面から従前の方法で捕獲ができなかった、山頂部、稜線部の高標高域で、専門的な能力を有するスタッフによる捕獲体制や、植生保護柵を活用した「わな捕獲」等を検討していきます。</p> <p>なお、捕獲にあたっては、モニタリング結果に基づき行う必要があると考えており、必要なモニタリングは実施してまいります。</p> <p>また、こうした取組は、関係機関が連携して取り組んでおります。</p>
24	丹沢大山の保全・再生対策	<p>丹沢大山の保全・再生対策について、（目標）20年間で234haでは効果が薄い。桁を上げるべき。</p>	D	<p>シカが高密度に生息している状態が継続していることから、土壌流出防止対策については、特別保護地区を中心に、ササ等の下層植生を再生させることで、早期に防ぐことが重要と考えております。特に土壌が流出している箇所については、積極的に人の手を加えて、筋工などの土壌流出対策を実施することとし、その整備目標を234haとしています。</p> <p>なお、事業実施が必要な箇所は特別保護地区内に点在しており、さらに地形条件等から全ての箇所を施工することは不可能であることから、目標は実施可能で緊急的に対策が必要な規模としており、妥当と考えています。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
25	丹沢大山の 保全・再生 対策	シカ対策のため、専門的なワイルドライフ・レンジャーの配置という新しい制度の創設が謳われているが、すばらしい計画である。もう少し具体的に内容を示すべきであろう。 「事業内容」の③のブナ林対策は大変むずかしいが、調査研究だけでなく、現在の既に行われている対策について、もう一步財源的な配慮をすべきである。(生態保護柵等の拡大)	C	ワイルドライフレンジャーの制度の詳細については、現在検討を進めています。 また、ブナ林対策については、「土壌流出防止対策の実施」の中で植生保護柵の設置なども行っております。
26	丹沢大山の 保全・再生 対策	これは質問です。耳慣れない「ワイルドライフ・レンジャー」という言葉がありますが、以前からある組織・資格なのでしょうか。	E	組織や資格はありません。 現行のパークレンジャーに対する野生生物の担当官と想定しています。
27	丹沢大山の 保全・再生 対策	獣害対策については、「中高標高域での追加的なシカの捕獲及び生息環境調査」の実施で、計画されている。平成9年度から事業実施された清川村での水源の森林づくり事業地(広葉樹林)では、その事業効果は獣害により現れていない。 次期計画では獣害対策は完全に実施しないと、事業費の無駄遣いになる。	B	丹沢大山地域の中標高域においては、シカの生息密度が高く、植生への影響が以前として低減していないため、これまでの水源の森林づくり等の森林整備を実施しても、下草が生育しにくいという課題がありました。 そこで、今後は県が実施する森林整備個所においてシカの管理捕獲を実施することで、シカの採食圧を低減し、水源の森林づくり事業の効果の発現を図ってまいりたいと考えています。
28	間伐材の 搬出促進	間伐材の搬出促進では、目標に、搬出の段階的強化と書かれているが、基本は「森林整備により発生した間伐材の有効利用」と読み取れる。 しかし、課題と2期計画での対応では、「木材搬出の強化」だけが書かれ、目標と実行に整合性がなく、水源環境の保全と間伐材搬出の繋がりも見えない。 目標からは質の高い森林づくりとして評価できるが、課題と対応の考え方では、木材搬出の目標数量までを設定している。これは、利用を優先した木材生産一辺倒の60年代～70年代の考え方と共通するものがあり、その目標と相容れないと考える。 さらに、搬出木材に関して、数量に対する利用説明がほとんど見当たらない。集成材や合板など、将来の産業廃棄物にあたる利用は是非避けるべきと考える。 手入れ不足の人工林整備を否定しないが、副次的産物である間伐材の中で、市場に出せる材木は、極力、市町村単位の地産地消で考える必要がある。 間伐材数値目標の見直し、あるいは根拠の希薄な数値削除は、水源環境の質的向上を図る上から重要課題と考えるが、それには、まったく触れず、木材搬出の強化が謳われる目的は理解し難い。 当初より常々疑問に感じる事は、間伐材搬出が、「何故、水源環境税で行う事業か・・・」にあります。 森林の質的向上を計る事が、目的税で実施する事業であり、発生する木材や搬出に関しては、森林関連既存事業の枠組みの中で実施する事業と考えます。 本事業の基本認識では、順応的管理の必要性、第2章で、多様性や生態系の重要性を述べています。 水源環境の質的向上との関連性が希薄で、説明も不十分な事業は、県民負担を逆手に取った、時代に逆行する方向と考えます。	A	本事業の趣旨については、「ねらい」欄に記載のとおり、公益的機能の高い森林づくりを進めるために、間伐材の搬出を促進し有効活用を図ることにより森林整備が促進されることをねらいとしています。 しかし、骨子案については、記載内容が簡潔すぎて本事業の趣旨が十分に説明し切れていないものと思われしますので、今後は、事業のねらいや目標設定の考え方等について、より詳しく、また、わかりやすい表現に改めます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
29	間伐材の搬出促進	<p>間伐材はあくまで森林整備に伴う副次的生産物と考えるが、この数年、間伐材の搬出数量を、根拠のない数値目標化したことで、搬出が目的化し、地域によっては、数値目標を達成するために自然環境に大きな負荷を与える伐採や搬出が目立つようになった。</p> <p>水源林整備の目標は、間伐材搬出という定量的数値目標でなく、定性的な生物多様性の回復を指標にすることが基本と考える。</p> <p>間伐材搬出に伴う森林の荒廃事例として秦野市内の一部の森林の施業地、成果をあげている事例として秦野市森林組合の施業地が挙げられる。</p> <p>過剰な作業道や炉網の開設が、浸食や崩壊を引き起こすことは、県内外を問わず、多くの事例を残しており、ことに、県内森林域は、地形が複雑かつ急峻で、地質的にも脆弱である。目指すべきことは、「質の高い水源林」であり、その意味からも間伐材の数値目標は見直すべき計画と考える。</p>	D	<p>間伐材搬出促進事業は、森林整備に伴って発生する間伐材等の有効活用を図ることにより、森林整備を促進し、水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めることを趣旨とした事業です。</p> <p>この事業の目標量は、林道から200m以内の人工林を適切に管理していくために毎年必要と考えられる間伐の面積を基に、木材資源として活用可能な間伐材の量を算定したものであり、こうした目標を持って着実に実行していくことが森林所有者の森林整備への意欲につながることから、森林循環による良好な山づくりに必要な量と考えています。</p> <p>ご指摘のあった秦野市内の一部の木材搬出現場については、森林の保全・再生の観点から、不適切と思われる状況も見受けられることから、現在、県の指導により、改善計画を策定しており、今後、復旧に向けた作業が始まる予定であるが、今後はこうしたことが起こらないよう、事業者等現場の関係者に対しては、改めて水源環境保全・再生の主旨を認識いただくよう努めてまいります。</p> <p>また、環境に配慮した適切な木材搬出や道づくりのルールや指導方針等がこれまで未整備であったことから、これらについても検討してまいります。</p>
30	間伐材の搬出促進	<p>21年度実績等について搬出先別にとらえるべきであると考えます。(例)一般法人、森林組合、個人等に実績の表示をお願いしたい。</p>	C	<p>点検結果報告書などに掲載するなど、より分かりやすい実績を公表できるよう検討します。</p>
31	間伐材の搬出促進	<p>相模原市においては、昨年度新規に、乾燥機を備えた製材所ができ、さらに、今年の初め、清川村の宮ヶ瀬湖の隣接地に土場も確保され、間伐材の受け入れ態勢が整ったわけですが、残念ながらなかなか搬入されていないのが実情です。</p> <p>また、本市の人工林は、スギが大半であり、特にスギの搬出を促進させることが本市の林業再生に重要と考えます。</p> <p>第2期5か年計画での対応方向として、樹種の違いによる助成額の上乗せは、対応困難との考えが示されていますが、スギはヒノキよりも買取り価格が大幅に低く、同じ作業量でも利益率が低いため、補助単価の上乗せを行わないと、山主の搬出意欲が湧かず、間伐材の搬出が促進されないと考えます。</p>	D	<p>本事業は、集材、搬出に要する経費を助成することで、間伐により発生する木材の利用を促進し、持続的な森林整備に繋げていくことを目的としています。したがって、樹種の違いによる木材の価格差を補助する価格補填は困難と考えております。</p> <p>本県は素材生産の生産性が全国に比べて低いことが大きな課題となっており、今後は施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により生産性向上に取組み、搬出経費を低減することで山主の搬出意欲を高めていくことを考えています。</p>
32	間伐材の搬出促進	<p>水源環境保全に配慮しながら適切な施業を行う事業者には奨励金を支出することが考えられる。その場合、現行の支出方法や検査方法などを見直すほか、事前に計画書の提出や施業中の抜き打ち検査等も実施する必要がある。</p>	C	<p>本事業の執行に当たっては、これまでも計画書の提出や事業実施途中に現場確認を行っておりますが、これらの改善を図り、水源環境保全に配慮した適切な施業が行われるよう指導を徹底してまいります。</p>
33	間伐材の搬出促進	<p>間伐材の搬出促進については、その具体的内容を、もっと明らかにすることが求められる。実際の分量、林道との関係なども明らかにし、その経費などもある程度示すべきであろう。</p>	A	<p>骨子案については、記載内容が簡潔すぎて本事業の趣旨が十分に説明し切れていないものと思われますので、今後は、事業のねらいや目標設定の考え方等について、より詳しく分かりやすい内容となるよう改めます。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
34	間伐材の搬出促進	指導員は固定的に置くのでしょうか、それとも必要に応じて県職員等が対応するのでしょうか。この文章だけから受ける感じは、本気度が感じられません。	E	生産指導活動については、第1期計画から継続した事業であり、県森林組合連合会に委託して実施しております。 搬出技術や市場動向等に特に詳しい職員を指導員とし、森林所有者や生産現場を回って、搬出の働きかけや技術指導を行っており、事業の推進に欠くべからざる役割を担っています。
35	間伐材の搬出促進	県産木材の有効利用を図る具体策として表彰制度導入のPRをもっと広報すべきと考えます。	E	県産木材を利用した住宅などに対しては、平成21年度から「かながわ木づかい」二酸化炭素固定量・森林整備貢献認証制度を制定し、神奈川の森林づくりへの貢献、地球温暖化防止への貢献度を認証する取り組みを進めています。
36	間伐材の搬出促進	現在の間伐材搬出事業（劣勢木・群状・列状）では、作業効率が非常に悪い。林道・作業道の新設や、既存の施設の維持管理を実施すべきだ。 また、機械化の推進も図るべきだが、清川村の地形では機械化できる対象は非常に少ない。経費の削減には前述した皆伐方式を考慮すべきだ。 長期にわたり劣勢木間伐が指導され実施してきたので、急に間伐手法を変更することの理解が得られない。 *県民会議での「地権者がもっと責任を負うべき」の意見については、森林所有者として責任を感じています。	C	生産性の向上を図るため、作業道等路網整備や既存林道の維持管理、高性能林業機械の導入、人材育成等に取り組んでいます。 機械化については、地形地質等に応じて、現場に適した作業システムを採用する必要があると考えております。 皆伐については、大面積の皆伐は公益的機能を低下させることから、本県では皆伐を行う場合には2ha以下の小面積皆伐を標準としています。 効率的な施業として最近注目されている列状間伐、混交林化のための群状間伐については、全国各地で先行事例があり、本県でも行われた事例が出てきています。これらの事例を参考にしながら、やはり現場の地形地質を十分勘案の上実施していくことが肝要であると考えています。
37	間伐材の搬出促進	間伐は、人工林にとって書くことができない作業です。間伐を行うことにより、土壌の流出を防ぎ、保水力を維持し、炭酸ガスの貯蔵を増やすなど大きな効果が期待されます。 伐採した間伐材を森林内に放置すれば、豪雨により間伐材が流出し、下流に大きな被害をもたらします。また、間伐材は、短期間に腐食し、炭酸ガスを発散し、地球の温暖化の増大につながります。 したがって、間伐材を集材し、搬出することは、災害を防止するとともに、住宅や家具などに利用することにより、炭酸ガスを長期間貯留し、温暖化防止の一助となります。 このようなことから、伐り捨て間伐から利用間伐への移行が大きな林政課題となっている今日、森林所有者が行う間伐材の集材、搬出に助成することは、時宜を得たすばらしい政策提言であると思います。	B	本事業の本旨は、間伐材の有効活用により森林整備を促進することですが、ご意見のとおり、炭酸ガスの貯留による地球温暖化防止効果、再生資源である木材利用による循環型社会構築への貢献、豪雨時の流木流出の低減など、様々な副次的効果があると考えています。
38	地域水源林整備の支援	課題の4番目の○で、「市町村への事業推進・指導体制を強化する必要がある。」と記載されているが、「指導」というような上から目線の表記ではなく、「支援」などやわらかい表現の方がよい。	A	次のとおり表現を修正します。 「事業推進に向けた市町村へのバックアップ体制を強化する必要がある。」
39	地域水源林整備の支援	対応方向の5番目の○で、「市町村へのバックアップ体制の強化を図る。」と記載されているが、具体的にどのようなものを想定しているのかよくわからない。 町としては、定期的に県から森林関係の専門職員を市町村に派遣していただき、技術的な支援などをしていただきたいとは考えている。	C	県としても技術職員が少なくなってきており、市町村への派遣等を行うことは困難であると考えています。 現場での検討や技術研修、設計積算について、支援等を実施してまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
40	地域水源林整備の支援	<p>課題の2番目の○で、適切な整備方法を検討する必要がありますとなっておりますが、なぜ第1期の整備面積に比して事業費が高くなったのか分析を行い、事業費の適正化が可能かどうかを検証強化していくべきと考えます。</p> <p>特に秦野市が行っている地域水源林整備の計画を他地域へ広げていくべきと考えます。</p>	B	<p>第1期計画において整備面積に比して事業費が高くなった要因は、県が計画当初、補助事業である協力協約方式を前提に計画していたのに対し、実際には、市町村が森林所有者に代わって森林整備を行う協定林方式を導入したため、経費が計画を大幅に増加したもので、執行自体は、概ね適正であったと考えています。</p> <p>しかしながら、限られた予算の中で、より効率的効果的な事業推進を図って行くため、県では市町村と協議を重ねながら、第1期計画における課題を整理し、費用対効果や優先順位も考慮して第2期5か年計画の策定を進めます。</p>
41	地域水源林整備の支援	<p>私有林の協力協約方式による整備工種の設定・拡充について、第2期5か年計画の対応方向として、今後検討するとなっておりますが、森林整備の準備工種としての除伐工、つる切工が助成の対象になっていないため、作業を行う林業者の大きな負担となっております。</p> <p>また、間伐率も20%と25%以上の2種類しか無いため適切な間伐が行えない状況もあります。このようなことから、実際の現場の作業内容や森林の荒廃状況を踏まえた整備工種の設定・拡充をお願いします。</p>	C	<p>制度上の必要性や現場の状況を調査し、事業の具体的な整備水準等を定める要綱の見直しの中で、標準的な工種として設定する必要性について検討します。</p>
42	地域水源林整備の支援	<p>地域水源林整備の支援について、①水源の森林づくり事業の推進と同様に、確保・整備から協定林を外したほうがよい。</p>	D	<p>地域水源林整備事業は、市町村が主体的に取り組む事業としていることから、協定林をメニューから外すことは考えていません。</p>
43	地域水源林整備の支援	<p>長期受委託では同流域であれば地域水源林エリアの森林も取り込めるようにしたい。</p>	B	<p>地域水源林整備事業においても、長期受委託制度の導入を検討しています。</p>
44	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>河川・水路における自然浄化対策の推進に関して、現地モニターを通じて感じたこと</p> <p>「河川・水路における自然浄化対策の推進事業」として実施した事業が、どれだけ「水源環境保全・再生」に寄与しているか疑問である。</p> <p>(1) 目標（期待される効果）が設定されていないのでは。</p> <p>(2) 目標に対する達成度（水量確保、水質改善）が適切に把握していないのでは。</p> <p>(3) 事業を実施している自治体担当者が、「水源環境保全・再生のための助成金」を使って実施していることの認識が欠けている。</p> <p>(4) 外部（県民）に対して、県民から徴収された「水源環境税」を使って整備したことのPR（報告義務）がなされていない。</p> <p>以上のことから、以下の内容を追加すること（第2期計画での対応方向）</p> <p>○事業実施にあたって、「水源環境保全・再生」への寄与を明らかにするために</p> <p>①当該事業が「水源環境保全・再生」に寄与することのメカニズムを明確にすること。</p> <p>②目標（期待される効果）を設定すること。</p> <p>③目標の達成度を把握すること。</p> <p>④整備事業が終了しても、効果把握（モニタリング）に努めること。</p> <p>⑤県民に「水源環境税」により整備し、「水源環境保全・再生」に寄与していることを知らせるために説明板を設置するなど、広報に努めること。</p>	C	<p>①及び②については、例えば河川・水路の整備に先立ち、市町村に自然浄化の目標、目標達成のために行う整備事業及び事業により期待される効果を盛り込んだ整備構想の策定について、今後、市町村と検討してまいります。</p> <p>③は④により把握することになると思いますが、整備効果が現れるまで長い期間を要すると考えられることから、整備事業終了後も引き続きモニタリングを実施してまいります。</p> <p>⑤については、第1期計画でも事業終了後に説明板の設置を市町村に要請しましたが、引き続き説明板の設置について働きかけ、県民の皆様が水源環境保全税により整備したことがわかるよう努めてまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
45	河川・水路における自然浄化対策の推進	課題の2番目の○で、汚染源対策とセットで自然浄化対策を行うことも一つの方法となっていますが、酒匂川飯泉取水堰の上流で生活排水が放流されていることに対して、その整備を市町村だけに実行させることは厳しいと考えます。水源環境保全税を投入する%について協議が必要と判断いたします。	A	河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。
46	河川・水路における自然浄化対策の推進	「生態系に配慮した河川・水路等の整備」につきまして、第2期計画の整備箇所としては、水質の調査を実施し、現状比較的汚れている河川・水路を優先する旨の説明を受けておりますが、施策大綱の目的である良質な水の安定的な確保という観点から、現在の水質を保持していくことや、健全な水循環機能の回復を図ることも必要と考えますので、整備箇所の選定に当りましては、水質のみに固執することなく、総合的に判断されることを要望します。	C	限られた財源の有効活用という観点から、現状比較的汚れている河川・水路の水質改善の優先順位は高いと考えております。 一方、現在の水質保持や水循環機能の回復も必要であることから、選定に当たっては、個別に判断してまいります。
47	河川・水路における自然浄化対策の推進	「市町村が整備箇所周辺の生活排水対策を行うものとする。」とあるが具体的に実施する内容を明記してください。	A	河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。
48	河川・水路における自然浄化対策の推進	各市町村において単独処理浄化槽や汲取り式から合併処理浄化槽への転換についての助成事業を行っており、合併処理浄化槽のさらなる普及促進に向け、水源税交付金を活用した補助の実施をお願いします。	A	河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。
49	河川・水路における自然浄化対策の推進	河川水路の整備に当たっては、従前から多自然川づくり事業を推進しており、生態系に配慮した事業を行なっているため、第2期実行5か年計画の河川・水路整備の事業実施箇所に限らず、上下流部の整備済み箇所を含んだ、河川全体を一つの路線として考えてほしい。	C	長期にわたり河川全体を整備する場合は、当該河川を一つの路線として事業計画を作成することは差し支えないものと思いますが、具体的な事業計画の中で相談させていただきます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
50	河川・水路における自然浄化対策の推進	現状、相模川、酒匂川ともに、河川敷内にニセアカシア等の侵略的外来種が優占する箇所がある。その他にも、繁茂するヨシの対策や、希少種の保護等、河川敷内の生態系管理もこの水源環境保全・再生施策の一環として取り組む必要があるのではなかろうか。	D	生態系への配慮も水質の保全上重要ですが、それ自体が水質の保全上、直接的効果を及ぼさないため、対応は困難ですが、生態系に配慮した河川・水路の整備は可能です。
51	河川・水路における自然浄化対策の推進	生態系に配慮した整備は中長期的効果、直接浄化対策は短期的効果。方向性を決める必要がある。	B	中長期的効果が見込まれる生態系に配慮した整備が望ましいと考えますが、整備に必要な用地の確保や整備後に生ずる維持管理経費の負担等から整備できない箇所もありますので、直接浄化対策も継続して実施してまいります。
52	河川・水路における自然浄化対策の推進	取水堰の上流の開成町で、ひも状接触材を使って直接浄化を行っているのを見せてもらいましたが、すぐ横から生活排水が流入しているのを目撃しました。もっと根本的な対策を検討頂きたいと思えます。	A	河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。
53	河川・水路における自然浄化対策の推進	木炭等を利用した直接浄化とありますが、絶えず流れ込んでくる河川水に対して、どのくらいの規模でやるか、効果などを考えるとあまり現実的でないような気がいたします。	A	中長期的効果が見込まれる生態系に配慮した整備が望ましいと考えますが、整備に必要な用地の確保や整備後に生ずる維持管理経費の負担等から整備できない箇所もありますので、直接浄化対策も継続して実施してまいります。 なお、河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。
54	河川・水路における自然浄化対策の推進	「市町村が生活排水対策を行うものとする」としているが、ダム湖周辺（相模原市）に対しては、公共下水道、合併処理浄化槽整備に「水源環境保全税」を使っている。 「ダム下流～下流取水堰」の間の流域における生活排水対策事業に対しても、「水源環境税」から「補助金」を出して、水質改善を促進することはどうだろうか。	A	河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
55	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>河川・水路における自然浄化対策について「事業実施にあたり、市町村が整備箇所周辺の生活排水対策を行うものとする」と修正されましたが、事業実施効果を高めるためには必要なことと思います。</p> <p>しかし、周辺の生活排水対策は住民の意向にも左右されることから、全てを市町村に任せることは却って生活排水対策や河川等の浄化対策が進まないものと考えます。</p> <p>要は、取水堰上流の河川の水質が改善されることが重要と考えますので、県内河川の水質を調査し、それに基づき水質改善の優先順位を付け、優先順位の高い河川等の浄化対策にあたっては、周辺の生活排水対策についても水源環境保全税の支援対象とすべきと考えます。</p> <p>なお、当該支援にあたっては、ダム取水域における合併処理浄化槽の整備と同程度の個人負担は必要と思います。</p>	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p>
56	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>第1期5か年計画の19ページ、「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」のページの下に次のようにありますが、実施されたのでしょうか。「骨子案」では消えてしまっていますが、復活させて下さい。</p> <p>また県外上流域についても、「10」の枠の中なりで検討してみてください。</p> <p>（第1期5か年計画 19ページ） ○ダム集水域の小河川等における土壌流出や水辺の植生劣化などに対応するため、県において調査・検討を行う。</p>	D	<p>「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」につきましては、小河川等の土壌流出は管理者である市町村において把握しており、また、植生については「9 水環境モニタリング調査の実施」において実施していることから、二重投資を避ける意味から、削除しました。</p> <p>また、県外上流域につきましては、森林整備等の新たな対策について、山梨県と調整しております。</p>
57	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>河川・水路・水田等の生物移動経路の確保や冬季の通水を対象事業とする。すでに一部で取り組まれている水田魚道の設置、冬季も水路に水を流す終年通水などを更に広範囲に進める。</p> <p>理由：水田や湿地を繁殖環境として利用し、水田と水路、河川を行き来して暮らす生物や冬季も水を必要とする生物も生息している。生息環境・移動経路の分断や冬季に水路から水が無くなる状況を改善する必要がある。</p>	D	<p>生態系への配慮も水質の保全上重要ですが、それ自体が水質の保全上、直接的効果を及ぼさないため、対応することは困難です。</p>
58	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>河川や水路等の周辺水辺環境として重要なため池や湿地、湧水池等の保全・再生を対象事業とする。</p> <p>理由：水生甲虫の仲間は、水田で繁殖しても秋に水が無くなるため、冬季も水のある環境へ移動する種が多く、トンボで幼虫越冬する仲間には冬季に水が必要な種もある。</p> <p>また、ヤマアカガエルなどカエルの仲間には1～3月頃に浅い水域に産卵する種もあり、水辺環境における生態系を保全・再生するためには冬季も水量を維持するため池や湿地・湧水池の保全・再生事業は重要である。</p>	D	<p>生態系への配慮も水質の保全上重要ですが、それ自体が水質の保全上、直接的効果を及ぼさないため、対応することは困難です。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
59	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>1. 汚染源対策対象地域として農地、特に河川・水路に直接的に排水が流入する水田環境を対象にする。魚毒性のある箱苗農薬や除草剤、化学肥料等を使用せず、土畦作りなどの水田生態系保全対策を行う農業への支援、農家や市民・専門研究者などによる田んぼの生き物調査、湿地ビオトープづくりなどを対象事業とする。</p> <p>理由：骨子案「P18 課題：河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法である。」に対応して「P19 第2期の対策には木炭等を利用した直接浄化」とある。</p> <p>つまり課題では、直接浄化対策の手法を再検討する必要があるとされ、汚染源（点源）対策とのセットも一つの方法ではないかとされているが、第2期骨子案では新たな対策が示されていない。木炭等を利用した直接浄化対策だけでは不十分なため、汚染源対策とのセットを一例にあげて、再検討が必要としたのであろうから、直接的で効果的な汚染源対策を期待する。</p> <p>赤とんぼの仲間のアキアカネが全国的に減少していると報道され、最近使用されるようになった田植え前の苗に散布する農薬によりアキアカネのヤゴが羽化できないことがわかったとの研究論文もある。</p> <p>2008・2009年度に行った桂川・相模川流域協議会の田んぼの生き物調査では箱苗施薬した水田において、ヤゴの生息がほとんど確認できず、水田生態系に大きな影響を与えていると考えられる（田んぼの生き物調査2008・2009報告書参照）。</p> <p>農薬や化学肥料による水質への影響は水田生態系のみならず、飲み水への不安にも結びついている。農家や市民による田んぼの生き物調査や水田生態系保全再生対策に取り組むことにより、水源環境対策と農業支援の両方が実現できると考える。</p>	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p> <p>農薬散布につきましては、県が別途行う「農薬安全対策」により農薬の適正使用に努めてまいります。</p>
60	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>2. 外来種のアメリカザリガニ分布調査と駆除地域の選定や駆除対策を汚染源対策事業とする。</p> <p>理由：河川・水路・ため池等に生息する外来種のアメリカザリガニは雑食性であり、水辺環境における生態系や水質に影響を与えている。桂川・相模川流域協議会田んぼの生き物調査では神奈川県内5箇所調査地域のうち4地域で確認された。</p>	D	<p>水源環境保全税は水源環境の保全・再生が目的であることから、外来種の駆除対策は税の目的にそぐわないと考えられるため、対象とすることは困難です。</p>
61	河川・水路における自然浄化対策の推進	<p>上記1（No.59）及び2（No.60）の実現には当事者意識を喚起するために、農業団体（農業協働組合、水利組合等）、消費者団体（生活協同組合等）、流通小売関連（スーパーなど）、研究教育関係（有機農業関連団体、学校等）などにも参加を働きかける。</p>	D	<p>水源環境保全税の目的にそぐわないと考えられるため、対象とすることは困難です。</p>
62	地下水保全対策の推進	<p>地下水保全対策において、第1期の取組結果と課題の記述の中に「地下水保全計画を策定していない市町村がある」との指摘がされている。</p> <p>保全計画が策定された中で、それぞれの対策を行うことが必要であると考えられることから、第2期計画の推進にあたっては、具体的にこれらを示すべきと考える。</p>	C	<p>地下水保全計画を策定していない市町村に対しては策定を働きかけておりますが、具体的な名称を計画の中で示すことは考えておりません。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
63	地下水保全 保全対策の 推進	第2期計画での対応方向について、この項目は、地下水保全対策の推進に対する方向性を示していることから、「地下水汚染対策」を「地下水保全対策の推進」に改めるべきである。	E	第2期計画での対応方向については、素案の事業内容と重複するため、削除することといたしました。
64	地下水保全 保全対策の 推進	<p>次の項目を追加してください。</p> <p>&lt;取組成果&gt; ○第1期計画において、地下水の地域水循環モデルを作成し、一般になじみの少ない地下水を可視化した。</p> <p>&lt;課題&gt; ○一般的に地下水に対する啓発の機会が少ないので、理解を深めるための情報提供や啓発事業が必要であることから、可視化した地域水循環モデルを活用し、地下水の仕組みや地盤構造を県民に分かりやすく説明する機会を設ける。</p> <p>○地下水を主要な水源としている地域において、地下水汚染の未然防止の観点から、公共下水道計画区域外における生活排水対策が必要であることから、市街化調整区域における小型合併処理浄化槽の設置補助により、生活排水対策を推進する。</p>	A	<p>取組成果につきましては、第1期計画で実施した11市町の取組を全て記載するものではなく、第1期計画の実施状況の概観を記載しているので、追加することは困難です。</p> <p>&lt;課題&gt; 1つ目の○は、施策の県民へのPRは、県民会議の対象事業と考えられるので、具体的な事業内容と効果を示していただいた上で、ご相談ください。 2つ目の○につきましては、以下のとおり対応を考えております。 河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。 影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。 なお、地下水の保全対策を進める上で、生活排水の影響が明らかな場合には、地下水汚染対策の対象事業とすることも可能と考えられますので、生活排水が地下水汚染に与える因果関係を明確にした上で、ご相談いただければと思います。</p>
65	地下水保全 保全対策の 推進	<p>1 事業内容②「地下水かん養対策」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「休耕田の借り上げ」を、「休耕田や冬期水田の借り上げ」としてください。</li> <li>・「雨水浸透弁の設置等」を削除してください。</li> <li>・「注水井の設置」を追加してください。</li> </ul> <p>2 事業内容④「地下水モニタリング」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表内の「観測井の整備」と「新たな観測井の整備」を入れ替えてください。</li> <li>・表に次の項目を追加してください。 地域水循環モデル 地域水循環モデルの運用</li> </ul>	A	<p>1については、地下水保全計画の対策に盛り込まれている場合には、ご相談ください。</p> <p>2については、入れ替えます。なお、地下水循環モデルについては、モニタリングとの関係が不明確ですので、関係性、必要性を明確にした上でご提案ください。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
66	地下水保全 保全対策の 推進	<p>新たな事業内容として、「小型合併処理浄化槽の設置促進に対する支援」</p> <p>地下水保全対策の一環として、生活排水による地下水・河川への水質汚濁の進行を防止し、水源環境を継続的、安定的に保全するため、公共下水道計画区域外である市街化調整区域において、小型合併処理浄化槽の設置を促進させる補助を追加してください。</p>	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p> <p>なお、地下水の保全対策を進める上で、生活排水の影響が明らかな場合には、地下水汚染対策の対象事業とすることも可能と考えられますので、生活排水が地下水汚染に与える因果関係を明確にした上で、ご相談いただければと思います。</p>
67	地下水保全 保全対策の 推進	<p>水道水源を地下水に拠っている当市におきましては、地下水かん養地の保全、地下水質や水位のモニタリング、地下水の賦存調査等々は重要な位置づけの事業であります。</p> <p>事業の性格上、「目に見える成果」という点では具体的な形で示すことは難しいものがありますが、県民会議においてもその必要性については、御理解をいただいているところです。</p> <p>つきましては、「7 地下水保全対策の推進」については骨子案のとおり、継続事業としていただきますようお願いいたします。</p>	B	<p>第2期計画においても、引き続き「地下水保全対策の推進」を実施してまいりたいと考えております。</p>
68	地下水保全 保全対策の 推進	<p>地下水を水源としている市町村（中井町）の中には、水源河川やダム湖を有していないことから、第1期事業においては「河川・水路における自然浄化対策の推進」には該当していない。</p> <p>地下水はそこに存在する河川や水路等の水も地下に浸透・涵養することで、その地域における地下水の安定的な確保につながっている。このことは、直接に水源水として使用していない河川や水路の水も、その地域の地下水にとっては重要かつ大切な地下水を補完する用意を占めている。</p> <p>よって、ダム湖や水源河川を持たずに地下水を水源としている市町村（中井町）も、第2期計画では、「河川・水路における自然浄化対策の推進」に係る事業に加えるか、「地下水保全対策の推進」に新たな事業として加えるべきである。</p>	B	<p>21頁の「第2期5年間」の欄に列挙している内容は例示であり、河川・水路の整備により地下水のかん養あるいは浄化対策の効果が見込まれる場合には、「地下水保全対策の推進」の対象と考えられますので、具体的な事業内容と地下水の水質改善効果等をお示しいただき、ご相談ください。</p>
69	地下水保全 保全対策の 推進	<p>地下水のかん養対策で、樹林地等の間伐・除伐を行う場合にはモニタリングが必要だと思った（中井町でのモニター）。</p>	B	<p>地下水保全対策を実施している市町村では、モニタリングを行っていただいております。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
70	地下水保全 保全対策の 推進	<p>11市町が地下水の保全に取り組んでいます。 事業主体を市町村としていますが、この11市町の地下は広域的なつながりがあるのではないのでしょうか、したがって県も事業主体に入るべきではないのでしょうか。</p>	C	<p>地下水を主要な水道水源としている地域とそうでない地域では地下水をめぐる環境に大きな地域差があることから、市町村など地域主体による地域特性に応じた地下水保全対策の推進が必要な旨が大綱に記載されています。 ただし、地下水の流動が複数の市町村域にまたがっている場合は、県が関係者間の協議や情報交換、調整の場づくりなどを行い、関係市町村の連携による広域的な地下水の管理を推進することとしております。</p>
71	県内ダム集水域における 公共下水道の 整備促進	<p>「第2期実行5か年計画」とは、「施策大綱」20年の全体計画の中間点、2分の1の時間が経過する時点までの計画でなければならないはずで、それはすなわち中身として、施策大綱の内容を成果として結果する姿がある程度は見えてくるものであることが問われているということです。 施策大綱は、森林の荒廃対策と主要水源であるダム湖のアオコ対策を2本の大きな柱として書かれていると言っても過言ではありません。しかし森づくりの成果というものは50年100年のスパンでなければその成果は見えてこないでしょう。アオコ対策の方は、技術の進歩もあって、また相模湖が大きな集水域を持つとともに、水の滞留時間が平均15日という流れダムということも幸いして、的確な対策を施せば早期の改善が望めるはずで、と。 施策大綱の6頁には次のようにあります。 本県の主要な水源である相模湖や津久井湖の上流域には、山梨県側を含め、約27万人もの住民が生活していますが、生活排水対策の遅れなどにより、様々な汚濁物質が相模湖・津久井湖に流入しており、早急に水質保全対策を進める必要があります。こうした危機的な状況を放置すれば、先人が築き上げてきた貴重な水資源は損なわれ、対策が先送りすればするほど、水源環境の再生は困難となり、次の世代に大きな負担を残すこととなります、と。 しかし第1期5か年計画からして、このアオコ対策はどこに隠されてしまったのでしょうか。第2期の骨子案に至っては「アオコ」の文字すら消されてしまっています。施策大綱ではあれほど細かく書かれていたのに、第1期5か年計画では、かろうじて22ページと24ページの「現状」という所に見つけることができただけでした。あともう1箇所、終わりの37ページに「アオコ異状発生抑制対策」としてエアレーション装置等についてありました。 アオコに関する現状は、現在でも、2年後でも全く変わっていないのですから、この「現状」の一文は復活させて下さい。その上で、今回の環境省による相模湖・津久井湖の湖沼指定決定と、窒素・リンの環境基準の設定についても載せて下さい。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。 なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を逐段階的に実施いたします。 また、アオコ対策に継続的に取り組む必要性については、ダム集水域関連事業にも記載いたしました。 湖沼類型指定換等については、その影響が現時点では明確でないため記載いたしません。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
72	公共下水道	市街化調整区域の下水道整備や合併処理浄化槽整備については、ダム集水域にとどまらず、取水施設の集水域全体も対象とできないものか。	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p>
73	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	<p>「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、水源環境への負荷軽減の取り組みとして、県内ダム集水域における生活排水処理率の向上を目指して、市町村が実施する公共下水道および高度処理型の合併処理浄化槽の整備促進について事業化されているが、水源環境への負荷軽減には、ダム集水域だけでなく水源林地域を含めた一体的な対策を講じることにより、その効果は一層発揮されるものと考えられる。</p> <p>一方、公共下水道および合併処理浄化槽の整備事業を行う自治体にとっては、その整備に伴う財政負担は非常に重いものとなっている。</p> <p>ついては、豊かな水を育む森と清らかな水源の保全・再生のために、今回、示された第2期5か年計画の骨子案中、4ページの『（3）対象施策と対象地域』、23ページからの『8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進（継続）区域』および、25ページからの『9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進（継続）区域』については、対象地域を現行の「ダム集水域」だけでなく、森林のもつ水源かん養や河川流域の水質保全等の意味からも「水源の森林づくり事業」の「森林エリア」まで区域拡大し、水源環境保全・再生施策における整備を支援できる対象地域とするよう求めるものである。</p>	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p>
74	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	ダムに生活排水が流れ込み、富栄養化しているのはよく分かりますが、それらが永年にわたって湖底に沈殿し、それらもダム湖水質の改善を阻害しているのではないかとの話をよく聞きますが、いかがなものでしょうか。	E	<p>湖底に沈殿している汚泥から水域へ汚濁物質が溶出しているというご意見もありますが、その量の把握は困難です。</p> <p>ダム湖においては、土砂流入抑制のため、浚渫等の堆砂除去対策も行っております。</p>
75	公共下水道	県内ダム集水域の公共下水道整備の促進と高度処理型合併処理浄化槽を第1期で促進していますが、相模湖・津久井湖のアオコはの発生に変化は生じているのか、その検証結果を県民に公開していただきたい。	E	<p>県内ダム集水域における公共下水道整備の促進及び高度処理型合併処理浄化槽の整備促進は、既に富栄養化状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するための施策であることから、本事業だけでアオコ発生への効果を出すのは難しいため、計算による負荷軽減量（理論値）を把握することとしています。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
76	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	<p>県内ダム集水域という対象地域の限定ですが、県内の相模川水系広域下水道にあつては、柳島でも四之宮でも高度処理を行わず相模湾に放流しています。この事実は、高度処理を行わなくても流域住民にとっては不都合はないということでしょう。いま山梨県側の桂川流域の流域下水道の高度処理、合併処理浄化槽については三次処理をして欲しいとの要請があるとすれば、それは神奈川県民の上水道原水のためです。べつに高度処理を行わなくても、三次処理を行わなくても、その結果、相模湖が富栄養化していかにアオコが発生するとしても、山梨県民にとっては何の不都合もありません。ここが神奈川県民と山梨県民の対等な位置関係です。話はここから始めなければなりません。</p> <p>また、相模湖について、わずか10%に満たない県内集水域に限定して対策を実施するように第1期5か年計画ではもとより第2期の骨子案においてもそのようになっていますが、山梨県側の90%以上の集水域に対する対策を放置している現状では、対策の効果はまず見込めないのではないのでしょうか。</p> <p>「8」「9」の事業から「県内集水域」との限定条件を取り除いて下さい。このことは骨子案全体の課題として、事業の枠設定自体を、第1期5か年計画を踏襲する形では無理があるのではないのでしょうか。現在の12本の事業の中身に手を加えるなり、12本以上に増やして、県外相模川上流域の対策事業の枠を拡げる方策を考える必要があるでしょう。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
77	県内ダム取水域における合併処理浄化槽の整備促進	<p>技術的、コスト的な面から、市町村が定める下水道計画区域から除外されている山間部地域等は、本来、最も水源環境を保全すべき地域であると考えるので、そうした地域についても個別協議の上、事業対象地にするべきである。</p>	A	<p>河川・水路等における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）については、第1期計画の課題として、水質改善効果の予測が十分で無かったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、第2期計画では、水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽転換促進）についても河川整備事業に盛り込むことといたします。</p> <p>影響の及ぼす生活排水の範囲については、河川整備事業に先立ち、市町村が行う水質改善効果の予測を踏まえ、県と協議の上、決定させていただきます。</p>
78	県内ダム取水域における合併処理浄化槽の整備促進	<p>設置後5年を経過した浄化槽の維持管理費については、県資料の「特別対策事業に関する課題と対応方向」において、「支援は困難」としているが、恒久的な水質保全のためには、5年を経過した後も十分な維持管理を行う必要があるため、交付金の対象にするべきである。</p>	D	<p>浄化槽の維持管理費相当額については、市町村の費用負担を軽減し、ダム集水域での高度処理型合併処理浄化槽導入を促進するための例外的な措置となっています。本来、設置者が負担する維持管理費について、5年を経過した後も市町村交付金の対象とすることは、困難と考えております。</p>
79	県内ダム取水域における合併処理浄化槽の整備促進	<p>相模湖・津久井湖周辺の高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するため、個人負担を軽減し、行政主導で進めた方が早い。</p>	A	<p>ご意見にある高度処理型合併処理浄化槽の整備につきましては、現行においても、促進を図るため、水源環境保全税を活用して個人負担の軽減を行っております。また、整備に当たっては個人ではなく該当市が実施しておりますが、行政主導であっても、浄化槽設置者である個人の意向に反して整備を進めることができないこともご理解くださるようお願いいたします。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
80	相模川水系 県外上流域 対策	<p>提案の背景 26～27ページ（第2期計画での対応方向）として、「相模川水系県外上流域の森林整備及び生活排水対策について、山梨県と共同で実施する。」ということは（第1期計画での事業実績）からみると、県外上流域（山梨県内（桂川流域）の私有林（人工林）の現況調査で示された荒廃林の割合59%をいかに対応していくかということが課題であり、神奈川県としてどのような共同事業ができるかが問われていると思われる。同様に生活排水処理方法実態調査（平成19年度）の水洗化率（接続率）73.6%と併せて現有の処理方法で十分効果をあげている浄化法を除いた未処理施設に対しての効果的な実施援助（保全を含めて）が県外上流域からは求められていると思われる。</p> <p>提案意見 事業内容を山梨県東部の県民が協力可能な、(1)森林荒廃林 (2)未処理浄化槽対策を共同で実施する。 理由：神奈川県内の森林荒廃林対策、生活排水対策は第1期で実施されており、相模川水系の緊急課題は山梨県東部の桂川流域の実効力ある共同推進と思われます。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
81	相模川水系 県外上流域 対策	<p>相模湖・津久井湖は、神奈川県民共通の貴重な水源であり、本市にとっても保有水源の35パーセントを占める重要な水がめです。</p> <p>現在、両湖は、夏場を中心にアナベナ等が発生するなど富栄養化状態にあり、根本的に水質を改善するためには上流域における下水道整備等の対策を推進することが重要であると考えています。</p> <p>また、両湖の水域類型が、これまでの「河川A」から「湖沼A及びII」に見直されたことに伴い、山梨県を含めた水域関係自治体では、今まで以上に生活排水対策など水源水質の保全を図っていく必要があるものと認識しています。</p> <p>このようなことから、今後「相模川水系県外上流域対策の推進」は水源環境の保全を図る上で、欠くことのできない非常に重要な施策であると考えられるため、山梨県との調整を含めた積極的な取り組み方法について検討願います。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
82	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>相模川水系上流域対策の推進について、第2期5か年計画では、第1期計画において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して効果的な保全対策を実施するという考え方が示されていますが、相模湖や津久井湖は窒素、リンの濃度が高く、アオコの大量発生が問題となっていることから、次期計画において実効性のある取組みを施策・事業として位置づけていただきたいと思いますと考えます。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
83	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいので、田畑で使用する肥料を減少させることが必要である。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
84	相模川水系 県外上流域 対策の推進	相模川水系上流域対策について、河川は一体です。県民税金で使い方には難しさはありますが、ぜひ第2期5か年には効果的で具体的な手を打って欲しいと思います。	A	相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。 なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。
85	相模川水系 県外上流域 対策の推進	相模川水系上流域対策の推進について、対策については調整中とのことですが、基本は、山梨県が率先して行う取組に対して支援をすべきと考えます。 つまり、本県からの一方的支援はあり得ず、両県共同で行う対策に対して本県も負担すべきと考えます。 また、県外対策は森林整備と生活排水対策をセットで行うべきと考えます。 さらに、県外対策を行う場合には、まず、本県の水質浄化の取組、例えば、河川取水堰上流の生活排水対策などにも着手した上で、かつ、市町村交付金事業に大きな影響のない事業費規模で行うべきと考えます。	A	相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。 なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。
86	相模川水系 県外上流域 対策の推進	相模湖への県外上流集水域からの負荷については、毎年平均25万トンと見積もられている流入土砂も無視できない重大な問題です。確か県外上流域の鶴川や桂川本川に貯砂ダムも検討されたことがあったと思います。相模湖はすでに3分の1が埋まってしまっており、15年前あたりからは相模湖の浚渫が年中行われています。第1期5か年計画の37頁にも「ダム貯水池の堆砂対策」という言葉も見えますが、毎年毎年埋まっては、また浚渫をするの繰り返しで、しかしこれ以上埋まらない程度以上には浚渫できていないようです。	E	平成5年度からは、従来から実施していた浚渫の規模を拡大するとともに、対策を強化した「相模貯水池大規模建設改良事業」として貯水池上流域の災害防止と有効貯水容量の回復を目標に事業を進めています。 このような中で、現在は上流域の災害防止に必要な深さまでの浚渫はほぼ終了し、流入する土砂見合いの浚渫を行うことにより、安全性の維持を図っている状況です。 また、このような浚渫を続けることにより、事業終了時における有効貯水容量回復の目標を達成できる見通しです。
87	相模川水系 県外上流域 対策の推進	骨子案の10、相模川水系上流域対策の推進（調整中）とあります。 施策大綱に、対象地域としてはっきり相模川水系県外上流域（山梨県）と謳っているにもかかわらず、その相模川水系の山梨県側の住民に顔を向けたのは、この9月4日の県民フォーラムが初めてです。 第2期として山梨県と共同して保全対策を実施するとありますが、神奈川県として大きく県民参加を謳っているこの事業で、県外の地域であっても、関係する地域の住民の頭越しに行政の話しかいだけで進めていくことはいかがなものでしょうか。 相模川水系県外上流域（桂川流域）の山梨側住民の意見もきちんと反映して計画を実行していくべきであり、その方が実際に施策実行していく上でスムーズに運ぶと思います。 これまでの経過を見ますと、相模川県外上流域に対する正確な情報が神奈川県民に届いていないように思います。水源として相模湖に水が湧き上がっているのではなく、相模湖に流れ込んでいる川の水があつてのことです。まず現実をきちんと神奈川県民に知らせていくことが必要なのではないでしょうか。	C	ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
88	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>県内の大半の水がめである相模湖、津久井湖の富栄養化が改善できていない。早急に上流域のリン、窒素の削減を図るべきである。</p> <p>その際、「神奈川県と山梨県が共同して…」とあるが、神奈川県独自として、山梨県内にある下水道終末処理場の3次処理をすべきだと考える。上乘せ的处理である3次処理は、水を使う側の神奈川県が実施すべきだと思う。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
89	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>横浜市は道志川上流のほとんどの森を買収している。なぜ、神奈川県ができないのか。</p>	D	<p>横浜市が道志村の森林を買収したのは、水道事業者として水道水源を確保するためと伺っています。</p> <p>一方、神奈川県の施策は、「良質な水の安定的確保」を目的として（量ではなく質の確保を目的として）、水源地域の保全・再生に取り組むものであり、県外森林の買収までは考えておりません。</p> <p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
90	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>「10 相模川水系流域環境共同調査の実施」における第1期5か年計画での課題について「神奈川県の税金を使って県外の森林や水源のかん養・保全対策の実施は困難」との記述がある。</p> <p>桂川と相模川は名前が違っていても同じ川である。県民の水道水源になるのは桂川も相模川も同じであるので問題だと思う。</p>	E	<p>資料に記載されている「第1期5か年計画での課題」には市町村・県民会議・神奈川県等で考えている課題について記載しています。</p> <p>この記述は、市町村から課題として挙げられたもので、神奈川県の税金は神奈川県内で使うべき、県外へ投資するのは難しいという趣旨と考えます。</p> <p>一方で県税を使っても積極的に上流域対策を実施すべきとの意見もあります。</p>
91	相模川水系 県外上流域 対策の推進	<p>「県外へ投資することは難しい」、「積極的に上流域対策を実施すべき」という相反する意見があるということはわかった。では、上流域対策について「検討すべき」、「検討すべきでない」ということについてはいかがなのか。</p> <p>神奈川県の利益になることに神奈川県の税金を使うことは、政策的にも法律的にもならん問題ないと考ええる。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p>
92	水環境モニタ リング調査の 実施	<p>モニタリングの強化は是非必要</p>	B	<p>第2期計画では、モニタリング調査を強化してまいります。</p>
93	県民参加による 水源環境保 全・再生た めの仕組 み	<p>関係団体以外の県民参加が少ない要因として考えられる事は、好意的に見れば、これまで神奈川が培ってきた行政と市民の関係から、市民が行政を信頼していると考えられます。</p> <p>批判的に捉えるなら、先に述べたように、丹沢という水源環境に関心を持つ団体、個人から見たとき、人工林管理からも推測できるように、行政の思惑が、本事業の随所に強く見られるとも言えます。</p>	C	<p>県民参加の拡大については、今後の事業実施の中で対応を検討してまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
94	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	<p>提案の背景 30～31ページ（第2期計画での対応方向）として（県民参加の仕組みづくり） 「市民事業の支援制度として・・・水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取り組みを推進する。」とありますが、第2期計画での取組内容は県民の多くの人にとっては、『参加しにくい』、『活動自体のあることを知らない』ではなかったかと思われます。相模川の水源について県民の皆さんがどれほど正確に理解しているかということ、相模川水系の源流が山梨県にあるということに答える人は非常に少ないです。 例として紹介しますが、私が参加する相模川湘南地域協議会のイベントで『相模川検定』を毎回実施しています。相模川の源流はどこか？(1)山中湖、(2)丹沢湖、(3)相模湖と設問すると下流域の平塚・茅ヶ崎では約10%強の正解率となります。中流域の厚木で実施しても20～30%程度の正解率です。相模湖と答える方が大半を占めています。山中湖（富士山）を源流と思っている人は僅かしかいません。 県民が相模川の源流は山梨県にあるということを理解しない限り上流域に水源税の一部が使われることを良しとすることは難しいと思います。</p> <p>提案意見 相模川水系は山梨県、酒匂川水系は静岡県が源流にあるということを知ってもらう啓発活動の積極的な推進。 理由：桂川・相模川流域協議会では山梨県東部地域協議会が多様な努力しているが、肝心の神奈川県民が無関心では将来に渡って水源環境の良好な保全活動は望めないと考えるからです。</p>	C	これまでも、県民フォーラム等を通じて、県民周知を行っておりますが、今後も、県民会議と連携して、より多くの県民の方に知っていただけるよう取り組んでまいります。
95	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	<p>県民会議の中に評価システムを作るべきである。 行政による実績評価やモニタリング調査の評価と、県民目線の評価の二本立てとすることが望ましい。例えば、行政は事業の実績と調査結果を説明する報告書を作る。これに対して、県民会議は独自の評価システムを持ち、事業の評価書を作る。</p>	C	事業の評価については、県民会議の機能強化の中で検討してまいります。
96	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	<p>「事業内容」に次の文章を追加する。 「県民会議は自立して運営する。第3者的な視点で事業を推進・評価して、客観的でわかりやすく結果を伝える。そして、県民意見を事業に反映させる。」 「神奈川県が作成する事業報告書（自己報告書）と県民会議が作成する事業評価書（外部評価書）とは峻別する。」</p>	C	事業の評価については、県民会議の機能強化の中で検討してまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
97	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	<p>県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みについて</p> <p>①【活動】県民意見の集約、普及・啓発、情報提供</p> <p>県民フォーラムの開催、事業モニターの実施、ニュースレターの発行、ホームページによる情報発信、と記載されていますが、この欄に「事業現場へ看板設置」の追記が必要です。</p> <p>県民会議・意見書の各論の最後に「事業実施箇所において水源環境保全税を財源とする事業である旨を表示した看板の設置など、実施事業の周知方法等も検討すべきです。」との指摘があります。この件は事業モニターの都度指摘があるもので、県民会議の場でも度々指摘されています。この件は今後、恒常的に実施するメニューに取り込む必要があります。</p>	C	事業現場への看板設置については、事業実施の中で対応してまいります。
98	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	<p>「事業内容」の②市民事業等の支援において、財政的支援等を行うとなっておりますが、財政的支援を核としてアドバイザー的支援も行っていくべきと考えます。</p>	C	市民事業に対するアドバイザー的支援については市民事業等支援制度の見直しの中で検討してまいります。
99	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	<p>水辺環境の再生目標のひとつに子ども達の遊ぶ小川（水路）の再生を入れ、子ども達の参加できる仕組みとして、「水辺の学校」のように水源環境保全地域での田んぼやため池、湿地ジオトープ、水路などの常設的な体験エリアと維持管理プログラムの整備を行う。</p> <p>理由：昔の農業用水路は小川として子ども達が遊び、地域住民の憩いの空間でもあった。今は水量の確保や農業の機械化等によりコンクリートで三面張りされて流れも速く、農薬や生活排水が流入している水路には、危ないから水路で遊ばないように注意する看板が立ち、子ども達の遊ぶ姿はほとんど見られない。子ども達が遊びたくなる水辺環境再生への取り組みは県民参加を促すためにも効果的と考える。</p>	D	対象施策は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組としており、事業の対象とすることは困難です。
100	県民参加による水源環境保全・再生ための仕組み	<p>神奈川の水源として6割を担う相模川水系においては、「かながわ水源環境保全施策」に先行し、神奈川・山梨両県が加わり「桂川・相模川流域協議会」が作られ流域の環境保全を推進してきています。単に1団体としての扱いではなく、もっときちんと連携を組んだ方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>桂川・相模川流域協議会として具体的な事業提案もいくつかしてきています。しっかりと耳を傾けていただきたいと思えます。</p>	C	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
101	県民参加の仕組み	<p>本日のフォーラムに参加しようか、どうしようか迷っていた。近くなので思い切って参加して良かった。</p> <p>参加人数は少ないと思った。県民がもっと関心をもって取り組んでいく問題だと思う。専門家だけが取り組むのではなく、市民が参加しなければ成果は期待できない。</p>	C	フォーラムの運営を行う県民会議とも連携して、多くの皆様にご参加いただけるよう取り組んでまいります。
102	その他	<p>1ページの20行目について、「事業の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取組が必要」を「第1期実行5か年計画の事業は着実に発揮されつつありますが、発生した課題への取組を含めて、水源環境の保全・再生を図るためには、長期の継続的な取り組みが必要」に修正してほしい。</p>	B	長期の継続的な取組が必要な旨を表した文章であり、課題への対応については、6頁に記載しております。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
103	その他	<p>第1章第1項(2) 水源環境保全・再生に向けた施策の取組主体</p> <p>この項の記述の中に、水源環境保全事業と水道事業者との関係についての記述がありますが、深い関わりがある森林・林業との関係についての記述がありません。一般財源で実施される林産業との関係についても明確な記述を加える必要があります。記述する文言はお任せします。</p> <p>県民会議の「次期実行5カ年計画に関する意見書」基本的考え方(総論)(3)項「一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で、分かりにくいという意見がありますが、丁寧な説明や表現の工夫により、県民に分かりやすく対応するする必要があります。」との指摘があります。</p>	D	<p>(第1章第1項(2))</p> <p>本章は、施策の取組主体についての説明であり、第1章第1項(1)の「施策の位置付け」を受ける形で、水資源開発に取り組んできた水源事業者について記載しています。なお、林業との関係については、施策大綱の第1章「森林の保全・再生」のP22で記載しています。</p>
104	その他	<p>「生物の多様性」COP10が開催されたことから、今後「生物多様性」と水源環境保全・再生事業との関係が注目されると考えられます。従って、水源環境保全・再生事業と「生物多様性」との関係(境界・接点)について明確に追記しておく必要があると考えます。記述文言はお任せします。</p>	C	<p>水源環境保全・再生施策については、「良質な水の安定的確保」を目的に、手入れ不足等により荒廃した森林を適切に管理・整備することで、水源かん養などの公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指しています。</p> <p>ご意見のありましたとおり、「豊かで活力ある森林」に向けた整備を進めることは、具体的には下層植生が豊かで健全な土壌が発達した森林とすることを目指しており、このような森林は、結果として生物多様性の保全につながるものと考えていることから、特筆して明記することは考えておりません。</p>
105	その他	<p>3ページの下から2行目について、「引き続き県が中心となって推進する必要があります。」を「県が中心となって推進し、県民会議等県民の意見を参考にしていく必要があります」に修正してほしい。</p>	B	<p>施策の取組主体(県・市町村・水道事業者)に関する記載であり、県民会議の意見についての記載は、6ページに記載しております。</p>
106	その他	<p>山梨県側の水源地の面積、流域は広大で、ほぼ、丹沢、箱根に匹敵するものがあり、その上流域との調整は、当初よりきわめて重要な課題であった。</p> <p>したがって、第2期では、かなり踏み込んで山梨側との折衝を行う必要があります、調査は早急に進め、可能な限り両県の共同による事業の展開が求められる。</p> <p>山梨の住民の意識は、神奈川とはかなり異なることは明らかで、水源地域という認識は、かなり乏しいと思われるので(道志は別)、その辺のPR活動を積極的に行う必要がある。</p> <p>したがって、4ページの(3)対象施策と対象地域の項の、ラストで、「…今後、検討します)で終わっているのは表現が弱すぎる。もう一歩踏みこんだ意思表示があってしかるべきである。ただし、これに伴う財源についての考え方も明確に取り組むべきである。</p>	A	<p>相模川水系県外上流域対策については、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、効果的な保全対策を実施することを調整しております。</p> <p>なお、相模湖の富栄養化を改善するため、6番事業の「河川・水路等における自然浄化対策の推進」に新たに事業メニューを追加し、直接浄化対策について、湖面利用者との調整等を経て段階的に実施いたします。</p> <p>また、9月に山梨県において、フォーラムを実施し、山梨県民への施策の周知を行っております。</p>
107	その他	<p>自然が相手の事業ですから、直ぐに効果は出ないと思います。継続した取り組みを行ってください。</p>	B	<p>ご意見のとおり、継続した取組を進めてまいります。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
108	その他	4ページの「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもの」の主旨について、直接と間接の考え方は県民によって違うので説明してほしい。	E	直接的効果の事業としては、水源の森林づくり事業などの森林整備、生態系に配慮した河川整備の推進、地下水保全対策など、水源環境である森林とか河川、地下水に直接手を加えることにより、水量・水質に直接的効果が及ぶ事業と整理しております。 また、間接的効果の事業としては、県産木材の安定供給や消費に関する取組、水源環境教育に関する取組、河川の雑木対策などの、水量・水質に直接的効果が及ばない事業と整理しております。
109	その他	第2章の1については、森林関係、シカの関係に関しては、丹沢大山保全・再生対策との整合性をもっと具体的に明記し、水源環境保全は、丹沢大山にこの70%位、実際の対応が求められなければならない、この対策の最大の目標は、丹沢大山の自然環境、生態系、生物多様性と直接的な結びつきのあることを県民全体に認識してもらう必要がある。 特に、横浜・川崎の市民の理解は、より以上しつつこく行うべきであろう。	A	丹沢大山自然再生計画との連携については、骨子案11頁の「丹沢大山の保全・再生対策」で記載しております。また、素案の本章においても記述を追加いたしました。
110	その他	骨子案では、1期計画の継続を基本とした旨の記載がありました。継続を基本としながらも、水源環境の保全のため事業の充実をお願いします。	B	水源環境保全・再生を図るためには、長期の継続的な取組が必要であることから、水源環境保全・再生施策大綱に沿って、平成24年度以降も、第2期計画を策定し、特別の対策を継続してまいります。
111	その他	33ページの(4) 具体的な財源確保方策等について、個人県民税の超過課税の継続は、県民会議意見書の中でも「一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で、分かりにくいという意見はありますが、丁寧な説明や表現等の工夫により、県民に分かりやすく対応する必要があります。(37ページ)」とされていることもあり、第1期の成果も含め、納税者の理解を得られるような周知広報をお願いしたい。 また、現行の課税プログラムに修正を及ぼすことも考慮されるため、平成23年度までの超過課税と変更が生じるような場合は、速やかな情報提供、協議をお願いしたい。	C	これまで、「県のたより」や県民フォーラム等を通じて県民周知を図ってきましたが、今後も県民会議と連携して、一層の県民周知に努めてまいります。 また、現行の税率を変更する場合などには、速やかに情報提供・協議を行っていきます。
112	その他	県民会議意見書 参考意見 2-1 森林関係事業 下から2番目の○で、作業道については、しっかりとした道路構造物が整備されていないため、風水害などにより土砂が流入することがあり、その機能が度々損なわれている。長期的な維持管理を市町村で行い、開設した作業道を引き続き有効活用していくためにも、維持管理費については、交付金の対象とするべきである。	D	作業道・作業路は、森林整備に必要な場合に整備する施設であります。これらの施設の維持管理は、水源環境の保全・再生への直接的効果が見込めないことや、管理者が要領等を定めて行うものであることから、維持管理経費について交付対象とすることは困難です。
113	その他	「実行5か年計画(骨子案)」は、12の特別対策事業が対象になっています。 県民に対して、「かながわ水源環境保全・再生」の現状や課題を説明していくためには、これらの特別対策事業以外に県や利水者等が取組んでいる事業についても記載することが施策大綱全体像を表す上でも望ましいと考えます。	E	特別対策事業以外の事業を含む、施策大綱全体像については、計画案において記載してまいります。

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
114	その他	<p>水源地である津久井地域における不法投棄は水質汚染を引き起こすことが危惧されるので、水質保全のために、より一層の不法投棄対策が必要とされています。</p> <p>つきましては、水源地への廃棄物の不法投棄が「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」のなかで、総合的な水質汚濁負荷軽減対策の一つとして位置づけられていることを踏まえ、第2期以降の「実行5か年計画」に「廃棄物不法投棄対策」を特別の対策事業として位置づけられますようお願いいたします。</p>	D	<p>特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としており、現時点では、不法投棄物が水質に及ぼす影響については明らかになっていないため、「廃棄物不法投棄対策」を特別対策事業として位置づけることは困難です。</p> <p>なお、地域水源林整備に支障がある場合は、当該事業の中で対応します。</p>
115	その他	<p>山間部における簡易水道統合整備事業等への水源環境保全税の活用について、水源地域である藤野地区は、土地利用など様々な制約を受けながら県民への良質な水の提供に対して貢献してきましたが、大半の地域では、湧水等を利用した簡易水道や小規模水道を利用しており、施設の老朽化など劣悪な環境下にあります。</p> <p>水源環境保全税は水源環境保全・再生を目的とした目的税ではありますが、こうした水源地域の水道環境の改善事業に対しても水源環境保全・再生市町村交付金を活用できるよう、積極的に取り組むことを要望します。</p>	D	<p>特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としており、水道施設等の整備を対象事業とすることは困難です。</p>
116	その他	<p>生態系の維持と生物の多様性を高めることは、水源環境の「基盤」であり、森林整備をはじめ。水源地域で行う全ての事業において生物多様性の保全を基本にしなければならない。</p> <p>県民会議の席上、「水源環境整備は、生態系の維持や生物多様性の向上を目指すことが、基本・・・」と、発言したが、「生態系の維持や生物多様性は副次的であり、この事業の目的でない」と言われた。</p> <p>水源環境を文字のみで理解し、その意味を「水の生産拠点」とだけ捉え、生物多様性の概念が欠落することは、県民会議の見識としては、非常に残念である。</p>	C	<p>水源環境保全・再生施策は、平成12年以来、施策と財源のあり方について県民の皆様や市町村等との意見交換、さらに県議会での様々な議論を経て、最終的に施策大綱において、その目的を「良質な水の安定的確保」としています。</p> <p>水源かん養機能の高い森林は生物多様性の豊かな森林でもあることから、水源環境の保全・再生の取組を進める上では、「良質な水の安定的確保」と「生物多様性の保全」は表裏一体の関係にあると認識しています。</p> <p>このため、第1期5か年計画の特別対策事業の中で、生物多様性に配慮した事業展開をしており、第2期5か年計画においては、さらに充実して取り組んでまいります。</p>
117	その他	<p>1期目の取組の分析、2期目の計画の立て方は基本的に的確であるが、やや1期目の延長に止まるという感じもある。</p> <p>超過課税を財源とする事業の性格上、20年の基本構想期間で所期の成果を上げることを明確に意識すべきであり、逆に言えば、20年で明確に成果が上げられない事業は、施策の対象外としても良い。（これらは一般財源で対応すべき）。</p> <p>2期目の計画事業は、20年を念頭においてどのように成果が上げられると想定しているのかを示すべきではないか。</p>	C	<p>水源環境保全・再生を図るためには、長期の継続的な取組が必要であることから、20年間の取組全体を示す、水源環境保全・再生施策大綱に沿って、継続を基本とするとともに、必要な見直しを行い、24年度以降も特別の対策を継続してまいります。</p>
118	その他	<p>奥山の整備は非常に大切であるが、里山については、なおざりになっていないか。ボランティアだけに頼るのはいかがなものか。</p>	C	<p>奥山については、県が行う水源の森林づくり事業により整備を進め、また、里山については地域の市町村が主体となって地域水源林整備事業により整備を進めています。</p> <p>なお、傾斜が緩く、林道から近く間伐する木が細いなど、条件の良い一部の森林では、ボランティアの協力を得て整備を進めています。</p>
119	その他	<p>相模湖BOD1.4、津久井湖BOD1.5であるが、下流の寒川取水堰のBODは、0.8と減少している。</p> <p>下流で減少する理由は何か。原因を分析されているのか。</p>	E	<p>河川による自然浄化作用により水質が浄化されている可能性や津久井湖から寒川取水堰までの間に合流する支川の水質による影響も考えられますが、原因については分かっておりません。</p>

No.	事業名	意見要旨	区分	県の考え方
120	その他	<p>目的が水源環境の保全だけに限定されている。水の浪費の対策に回すことができないのか。水をどのように使うかは勝手ということか。水源を十分確保するとともに、上手に使うことが大事であり、その両方が成立しない限り有効な効果が発揮されないと考える。</p>	D	<p>水を有効に使うことは大切なことと考えますが、特別対策事業は水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としているため、ご意見の事業を位置づけることは困難です。</p>
121	その他	<p>地球環境全体のことが世界的に問題になっており、毎年毎年方針が変わる。 国・県・市町村それぞれの方面から個別に方針や内容が関係団体におりてくる。 環境全体の中での森林の涵養について、県が総合的に調整した上でやるべき。</p>	E	<p>県内の丹沢大山でのブナなどの立ち枯れをはじめ、山地、里山までの県内各地で、手入れ不足などにより森林の荒廃が進んでいます。そのため、県では平成18年に「かながわ森林再生50年構想」を策定し、県民との協働により今後50年間かけて荒廃した森林の整備を行い、良好な状態にした上で、次の世代へ引き継ぐこととしています。</p>